

基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

基本施策（1） 施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見し、対応する仕組みを充実します

【重点施策11】児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応できる仕組みづくり

事業名	概要					
北区 ソーシャルワーカーによる保育施設へのアウトリーチ事業	ソーシャルワーカーを区独自で配置し、未就学児が利用する保育施設や幼稚園などへ派遣することで、これまで埋もれていたさまざまな課題等について早期発見・早期着手が可能となることをめざす。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○					
都島区 重大な児童虐待ゼロに向けた地域子育てアシスト事業	地域の状況を常時把握可能な「地域子育て連絡員」を配置し、支援を要する保護者やこどもの相談窓口となるとともに、日常的な状況把握を元に子育て支援室につないでもらうことにより虐待防止を図ります。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
中央区 ネグレクト児童等への寄り添いサポート事業	中央区には大規模な繁華街があり子育て世帯の中に、親の夜間就労等に起因した、ネグレクト等の虐待のリスクを抱える児童や世帯の存在が想定されますが、そういった実態を把握するため、こどもの居場所事業を実施している民間団体等との連携を強化し、ネットワークを拡大することにより、ネグレクト等の虐待のリスクを抱える児童や世帯の発見につなげます。さらに、こういった児童や世帯に対して専門スタッフを派遣し、寄り添いながら支援できる仕組みを構築します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
西区 児童虐待ハイリスク産婦への支援事業	3か月児健診まで助産師を定期的に派遣して支援を行う「専門的家庭訪問支援事業（こども青少年局所管事業）」を受けた養育者で、継続的な育児支援が必要となる方を対象に、助産師の訪問による支援を1歳まで実施することで、育児に対する不安感等の軽減を図るとともに、児童虐待防止や次世代を担う乳児の健全育成を図ります。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○					
港区 児童虐待未然防止・早期発見事業 関係機関との連携強化	保育所・幼稚園への巡回等により児童虐待への対応についての困りごとや判断に迷う際に気軽に相談できるように、日頃からの区役所と保育施設等との関係性を築きながら、虐待リスクの判断や対応についての指導や助言を行い虐待対応力を高めることで、児童虐待の未然防止・早期発見の強化を図ります。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○					
大正区 大正区版ネウボラ	重大な虐待ゼロをめざして、妊娠期から中学生までのすべてのこどもたちの状況を把握し、切れ目ない支援体制を構築します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○			

事業名	概要				
天王寺区 子育て家庭における潜在的リスクへのアプローチ事業	潜在的な虐待の可能性の発見と未然防止をめざすため、子育ての不安を気軽に相談したり、同じ悩みを持つ親同士の情報交換を行える場をつくり親子へのケアを強化するとともに、認可外保育施設を含む民間保育施設等との情報交換・連携強化によりセーフティネットを構築します。				
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期	思春期	青年期
浪速区 就学前児童サポート事業	保健師や保育所・幼稚園等が発見した困りごとをかかえる世帯に対して、区に配置する専門の職員が福祉的な支援を行います。このことにより、児童虐待の未然防止や重篤化の防止に努めます。				
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期	思春期	青年期
東淀川区 東淀川区4・5歳児就学前子育て相談事業	児童虐待の未然防止のため、3歳児健康診査以降から就学まで切れ目なく、子育てに関する困りごとや発達上の心配ごとのある養育者に対して、相談しやすい個別対応を拡充し、きめ細やかな対応が可能な体制づくりを構築します。また、伴走型支援を行うことで良好な親子関係を保持し児童の発達を促すとともに、不登園や不登校、自傷他害などの二次障がいを予防し、児童虐待の発生を防止することを目的としています。				
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期	思春期	青年期
東淀川区 児童虐待防止のための保育所・幼稚園版こどもサポートネット事業	要対協にあげるまでには至らない要観察すべきこどもについて、現場の施設長や監督職でスクリーニングし、現場での保育・個別支援や、保健福祉分野での支援を検討した上で、職員会議等で共有します。また、巡回する職員も参画するとともに、適切に関係機関や地域等につなぐことで、社会全体で子育て支援を行うとともに、区全体の共通課題を見つけ出し、社会全体で支えます。				
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期	思春期	青年期
東淀川区 助産師による専門的相談事業	こども青少年局所管事業の「専門的家庭訪問支援事業」では支援期間が短いと考え、3か月児健康診査までのところ1歳まで延長し、伴走的支援を継続することで、地域子育て支援サービス等に繋ぐなど養育者の社会的孤立を防ぎ、セルフケア能力が高まり育児に対する自信や楽しみを感じられるようなきめ細やかな支援を行うことにより、児童虐待を未然に防止することを目的とします。				
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期	思春期	青年期

事業名	概要					
生野区 生野区こども地域 包括ケアシステム	子育て支援 CSW とその補助員を新たに配置し、小・中学校、保育園、医療機関、民間事業者とも連携した「生野区こども包括ケアシステム」を構築します。地域に埋もれている虐待リスクの高いこども・妊婦の発見し、区の子育て支援室等につなげるとともに、要保護児童対策地域協議会等の会議に出席し、地域等の見守りや支援につなげる役割を担い、生野区の児童虐待防止、子育て支援体制の強化を図ります。					
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期 ○	思春期 ○	青年期	ポスト青年期
住吉区 住吉区版「重大な 虐待ゼロ」に向け た地域・医療連携 ネットワーク事業	乳幼児健診時の問診票に区独自の質問項目を設け、個々のかかりつけ医の情報を把握し、医療機関との連携のもと「住吉区版重大な虐待ゼロに向けた地域・医療連携ネットワーク（仮称）」を構築します。また、区医師会等の協力を得て、「住吉区版重大な虐待ゼロに向けた手引き」の作成や関係者への研修を実施し、虐待による死亡事案ゼロの状態を維持します。					
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
東住吉区 未就学児のための 子育て支援事業	就学前の児童のいる家庭のうち、子育て支援情報が行き届きづらい家庭に区役所がアプローチして情報を届けます。それによって家庭のニーズを把握し、福祉制度等の利用を支援することで子育てを応援します。					
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
平野区 親支援プログラム 事業	大きな社会問題となっている児童虐待・DVを未然に防ぐため、多様な親の特徴や状況を踏まえ、親自身が子育てのスキルを身に付け、問題に前向きに対処できるよう支援します。また、発達障がいなどで、子育てのしづらさを感じている保護者に対しても、こどもの発達を促し、こどもの行動に上手に対処できることを目的に、子育てへの不安感や孤立感の解消をめざし前向きに子育てできるよう支援します。					
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
平野区 ももいろ子育てね っと・ひらの(重大 虐待ゼロ)	子育て支援室の体制を強化し、虐待リスクのある家庭の保護者や児童に対する支援を強化します。					
	対象年齢	乳幼児期 ○	学童期 ○	思春期 ○	青年期	ポスト青年期

基本施策（3） 施策1 こどもの貧困対策を推進します

【重点施策13】 こどもの貧困対策の推進

事業名	概要					
天王寺区 こどもの居場所等 における学び・生 活サポート事業	「こどもの居場所」等での活動を全市での課題でもあるこどもの学力向上・精神面の支援につなげるため、居場所等における学び・生活サポーターの活動を支援します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期 ○	思春期 ○	青年期	ポスト青年期

事業名	概要					
淀川区 子ども未来輝き事業	生活保護受給家庭を含む生活困窮家庭において、子ども自立支援員等が掘り起こした小中学生に事業者によるきめ細かい学習指導、体験学習、キャリア教育を実施します。これらの取組から子どもたちの高校進学を後押しし、大学進学等の目標を見据え将来の就労の選択肢を広げることで貧困の世代間連鎖を断ち切ることをめざします。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
東淀川区 「こどもの居場所」運営支援事業	区内の「こどもの居場所」を運営する団体、または開設を検討している団体等に対し、運営上必要な助言等を行うことで安定した居場所の運営を実現し、放課後に居場所のない子どもたちが安心して過ごせる場を作るとともに、地域の人たちとのつながりの中で、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを行うことで、健全な青少年の育成を進めます。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
東淀川区 東淀川区中学生勉強会事業	貧困の連鎖を解消することを目的として、困難な状況の世帯で育ち、対人関係の問題や不登校傾向のある中学生を主な対象として、自尊感情を育成し、意欲喚起を促す「居場所」と、高校進学を実現し、中退を防止する「基礎的な学力を形成する場」を兼ね備えた勉強会を実施します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○		
生野区 生きるチカラまなびサポート事業	貧困の世代間連鎖を断ち切るために、子どもたちが自分の将来を前向きに考える環境づくりを促進し、自らの力で未来を切り開いていくために欠かすことのできない自尊感情の醸成を図ります。その環境づくりとして、「キャリア教育」や「性・生教育」を支援する「生きるチカラまなびサポーター」の登録制度を構築し、学校の要請に応じて講師を派遣することにより、学校での児童生徒への「キャリア教育」、「性・生教育」の取組を支援するとともに、教員・保護者の合同研修の支援を行います。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
生野区 生きるチカラを育む課外授業	中学校で放課後に塾等民間事業者による課外授業を行うと同時に、ロールモデル（青少年に対する見本）となる大学生等による悩み・進路相談を実施することで、将来の夢や目標の具体化のための、学ぶ大切さへの気づきを促し、進路選択等について、生徒が具体的に考えられるよう支援を行います。これにより、学習習慣の定着、基礎学力の向上とともに、こどもの自尊感情を醸成し、将来の夢や進路を自ら描き、それを実現するのに必要な「自ら学ぶ力」を定着させ、貧困の連鎖を断つことをめざします。大阪市塾代助成事業を活用して参加できるようにすることで、受講者負担の軽減及び受講機会の拡充を図ります。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○		

事業名	概要				
旭区 あさひ学び舎事業	様々な家庭要因により、学習・生活習慣が十分身につけていない中学生及び本事業に参加する高校進学者を対象に、地域でのびのびと学び、成長できるようになるための学習拠点・居場所づくりとして、学習支援、調理実習、生活習慣づくりなどのプログラムを通して、学力、生活力、コミュニケーション能力の向上を図り、中学生を高校進学へ、高校生を高校卒業へ導き、自立の促進を図ります。				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
旭区 中・高生自立育み事業	様々な家庭要因により、職業観や就労に対する意欲、又責任感が満たされない生活困窮・生活保護世帯の中学生・高校生が将来を生き抜く力を備えるべく、社会の様々な分野で活躍する職業人と接する機会を提供し、働く現場の雰囲気を感じることで情操面での成長を促し、自立した社会人の育成をめざします。				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
阿倍野区 こどもの「生きる力」を育む事業	「貧困の連鎖」を断ち切るため、生活困窮世帯の中学生等を対象に学習支援を行うとともに、社会体験・キャリア教育等を提供することで、こどもの「生きる力」を育み、将来における一人ひとりの社会的・職業的自立につなげます。				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
住之江区 放課後学習チャレンジ教室事業	「こどもサポートネット」と連携し、支援が必要な児童に対して放課後を中心に学習指導員による学習を実施することで、基礎学力を向上させ登校意欲の向上につなげます。				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
住吉区 すみよし学びあいサポート事業	個別の学習サポートにより、生活保護世帯など経済的に困難な世帯の中学1・2年生を中心としたこどもたちの勉強意欲を高め、学力の向上を図るとともに、高校への進学率アップをめざします。				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
西成区 こども食堂支援事業	西成区内で「こども食堂」を新たに開設又は運営する団体、また、「こども食堂」の関係者を結びつけ、ネットワーク化を行う団体に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、「こども食堂」の新規開設や活動促進を図ります。				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
対象年齢の区分なし					

基本施策（３） 施策２ いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します

【重点施策 14】 いじめへの対応

事業名	概要					
北区 スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカー（SSW）を区独自で配置し、小・中学校へアウトリーチすることで、児童・生徒が日常生活の中で抱えているさまざまな悩み、（いじめ、暴力行為、虐待など）に対し、解決に向けた直接的支援だけでなく、本人や家族との生活環境の調整、児童・生徒が通学しやすいような支援学級の準備、福祉制度の活用など、学校・家庭・地域の総合的な支援を通して、学校で抱えきれなかった課題の解決をめざします。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
都島区 SSW（スクールソーシャルワーカー）による子ども相談事業	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するSSWを配置することにより、家庭基盤の脆弱さや虐待、学校でのいじめ、その他教育的、家庭的要因によるこどもの課題や問題を、学校、保護者、関係機関が連携・協力して、解決することを目的に実施します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
港区 スクールソーシャルワーカー巡回・派遣事業	スクールソーシャルワーカーを区内市立小・中学校へ巡回・派遣し、問題をかかえた児童生徒及びその家庭に対し、保健福祉センターをはじめとした関係機関等のネットワークを通じた福祉施策の的確な活用、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図ります。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			

基本施策（３） 施策３ 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します

【重点施策 15】 不登校への対応

事業名	概要					
北区 子どもの居場所づくり支援事業	不登校やひきこもりの子どもたちには学校や家でもない「居場所」を、悩みを抱え込んでいるその保護者たちにはその思いを共有できる「親たちの居場所」を設けます。「学習支援」、「食の教育」などを通じて、孤独になりがちな世帯への長期的な支援を行うことで、誰もが社会参加できるような地域づくりを進めることをめざします。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○			
港区 不登校児童生徒アウトリーチ型支援事業	不登校の児童生徒を支援するため、モデル中学校とその接続小学校に対し、不登校や不登校傾向にある児童生徒に対し、別室登校支援に加え、学習支援やアウトリーチ型支援として訪問支援やサードプレイスへの誘導を行います。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			

事業名	概要					
阿倍野区 不登校児などの相談支援事業	何らかの理由で学校に行きづらい、学校になじめないなどの不登校のこどもや人との関わりにつまずきを感じる・コミュニケーションが苦手などの悩みを持つ 18 歳未満のこどもとそれぞれの保護者の支えになる場所の提供を行います。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
西成区 こども生活・まなびサポート事業	西成区内の小中学校にこども生活・まなびサポーターを配置し、児童生徒の課題解決に向け「電話や家庭訪問による登校支援」、「既存施策への利用勧奨」等、個々に応じた寄り添い型の支援を行うことで学びの場への定着につながるよう取り組みます。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		

基本施策（3） 施策4 こども・青少年が犯罪の被害に遭わないための環境をつくりまします 地域での見守り活動等の推進

事業名	概要					
住之江区 住之江区あったかネット事業	児童虐待や高齢者、障がいのある方に対する見守り活動の推進や虐待防止について区民に正しい知識を持っていただくとともに、見守りや虐待防止のネットワーク構築を目的に、広く地域住民や学校、企業等を対象に研修を実施し、あったかネットサポーターを養成します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
複数区で実施 防犯カメラ設置事業	こどもの安全を確保するため、通学路、公園などに、犯罪の抑制に効果的な防犯カメラを設置します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
複数区で実施 青少年育成推進会議事業	青少年の健全育成・非行防止と、こどもの保護・安全の強化、犯罪の未然防止を図るため、巡視等の校下活動や研修会等を開催します。また、地域において協力家庭や協力店舗に旗やステッカーを掲げてもらい、こどもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求められる体制整備としてこども 110 番の家事業を展開します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢は各区による					
複数区で実施 防犯事業	地域・事業所・関係機関等と連携した防犯啓発活動及び街路防犯灯の設置助成等の防犯環境整備を通して、街頭犯罪及びこども被害の発生を抑止します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					

基本施策（3） 施策5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します

【重点施策16】若者への自立支援

事業名	概要				
住吉区 子ども・若者育成 支援事業	不登校やひきこもりで悩んでいる子ども・若者や就労に自信が持てない若者を対象に、相談や居場所づくり事業などの支援を行い、社会へとつなげていく取組を行うとともに、関係機関や地域の団体等で構成する地域協議会を設置し、子ども・若者を取り巻く諸課題に対する支援のあり方などを検討します。				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
		○	○	○	○

基本施策（3） 施策5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します

予期しない妊娠をした若年妊婦への支援

事業名	概要				
都島区 要支援妊婦への訪 問等支援	子育て支援室に新たに保育士資格等を有する会計年度任用職員を採用し、保健師による家庭訪問への同行や電話相談者へのアプローチを行い、支援が必要な妊婦の状況を把握します。福祉的な制度に繋げるなど、継続的な支援を行うことにより虐待防止を図ります。				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
				○	○

用語の説明

【あ行】

○ いじめ

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○ インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」のこと。

【か行】

○ 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当するもの。

【さ行】

○ サイバー犯罪

コンピューターやそのネットワークを利用して行われる犯罪をいう。他人の ID・パスワードを悪用した不正アクセス、児童ポルノ画像の公然陳列、覚醒剤等規制薬物の販売、出会い系サイト及びコミュニティサイトを利用した強姦・誘拐・恐喝・児童買春などがある。

○ 里親制度

家庭のいろいろな事情のため保護者と離れて暮らさなければならないこどもを、豊かな愛情と理解をもって里親家庭で養育する制度。

- ・養育里親：事情があって保護者と暮らせないこどもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親。
- ・専門里親：養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とするこどもを養育する里親。
- ・養子縁組里親：保護者が養育できないこどもを養子縁組を前提として養育する里親。
- ・親族里親：両親等が死亡、行方不明などによりこどもを養育できない場合に、祖父母などの扶養義務者及びその配偶者である親族の家庭で養育する里親。

○ **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

○ **児童虐待**

保護者（親権者又は、親にかわって現に子を監護している者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次のような行為をいう。

- ・ 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・ 性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ・ ネグレクト：心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置
- ・ 心理的虐待：児童に著しい暴言や拒否的な対応をするなど、心理的外傷を与えるような行為

○ **社会情動的スキル**

認知的スキルとは、基礎的認知能力（パターン認識、処理速度、記憶）、獲得された知識（呼び出す、抽出する、解釈する）、外挿された知識（考える、推論する、概念化する）の3つからなっている。対して、社会情動的スキルとは、目標の達成（忍耐力、自己抑制、目標への情熱）、他者との協働（社交性、敬意、思いやり）、感情のコントロール（自尊心、楽観性、自信）の3つからなっている。

○ **社会的養護**

保護者のない児童や、保護者に看護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと

○ **住区基幹公園**

都市の全域の中で配置される都市基幹公園と対となる、地区住民の身近な利用に供する比較的小規模な公園のこと。

○ **周産期**

妊娠22週から出生後7日未満のこと。

○ **小児慢性特定疾病**

小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが児童の健全な育成を阻害することとなるため、医療費の公費負担のある特定の疾病のこと。

○ **スーパーバイザー**

児童養護施設等においては、入所児童の支援計画の進捗管理等のケースマネジメント、関係機関との連携における中心的な役割、職員に対する適切な指導により組織全体の資質を向上させていく役割のこと。

○ **セーフティネット**

困難な状態に陥った場合に援助したり、またそうした状態になることを防止する仕組み又は装置を意味する。

○ **相対的貧困率**

所得中央値の一定割合（50%が一般的、いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

【た行】

○ **地域型保育事業**

児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる次のような事業。

- ・家庭的保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
- ・小規模保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
- ・居宅訪問型保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
- ・事業所内保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

○ **地域子ども・子育て支援事業**

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

【な行】

○ **夏型感染症**

咽頭結膜熱（プール熱）、手足口病、ヘルパンギーナなど夏期に流行する感染症。

○ **認定こども園**

幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に受けられ、こどもを育てているすべての家庭が子育て相談などの子育て支援を受けられる施設。

【は行】

○ 不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

○ ペアレント・トレーニング

保護者が、自分のこどもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

○ 放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいう。

【や行】

○ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童及びその保護者又は特定妊婦への適切な支援を図るにあたり、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくため、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会を市・各区に設置している。

【ら行】

○ レスパイトケア

乳幼児、障害者（児）、高齢者などを在宅でケアしている家族に対し、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。

委託児童を養育している里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行う。

【A～Z】

○ ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、日本語では一般に“情報通信技術”と訳される。情報処理および情報通信といった、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT（情報技術）のほぼ同義語。

こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（部会）

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月22日条例第97号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。）について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号）

（趣旨）

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（庶務）

第2条 こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こども・子育て支援会議委員名簿

役職	氏名	役職名
会長	山野 則子	大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授
会長代理	福田 公教	関西大学人間健康学部准教授
委員	青山 佐幸	公募委員
委員	興津 厚志	大阪商工会議所 人材開発部長
委員	兼重 義浩	大阪市青少年指導員連絡協議会 事務局長
委員	川田 長嗣	一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会会長
委員	北 玲子	公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長
委員	白國 哲司	大阪市民生委員児童委員協議会会長（令和元年12月まで）
委員	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教育学部教授
委員	中西 裕	大阪市児童福祉施設連盟会長
委員	中山 良明	大阪市子ども会育成連合協議会会長
委員	中村 正彦	弁護士
委員	名城 嗣盛	社会福祉法人大和福祉会 理事
委員	西嶋 善親	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会常務理事
委員	沼田 稔一	連合大阪 大阪市地域協議会 副議長
委員	野田 文子	関西福祉科学大学教育学部教授
委員	福田 留美	NPO 法人にしよどにこネット代表理事
委員	藤田 実由貴	大阪市 PTA 協議会副会長
委員	舟本 仁一	矢木クリニック院長
委員	本田 久美子	一般社団法人大阪市私立保育連盟副会長
委員	康原 仁美	公募委員
委員	山本 智宏	公募委員
委員	吉川 郁夫	大阪市民生委員児童委員協議会会長（令和2年1月から）

こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱

(目的)

第1条 こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を開催する。

(組織)

第2条 推進本部会議は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、こども青少年局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども青少年局理事及びこども青少年局企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、推進本部会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序でその職務を代行する。

(プロジェクト会議の開催)

第4条 委員長は、こども・子育て支援対策にかかる施策の調査及び検討を行わせるため、推進本部会議のもとプロジェクト会議を開催する。

- 2 プロジェクト会議は、別表2に掲げる職にある者及び委員長の指名する職にある者をもって充てる。
- 3 委員長が特に必要と認めるときは、プロジェクト会議のもとワーキングチームによる会議を開催することができる。
- 4 ワーキングチームは、委員長の指名する本市職員をもって充てる。

(庶務)

第5条 推進本部会議の庶務は、こども青少年局企画部経理・企画課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

別表 1 推進本部会議委員

区長(こども・教育部会担当区長)代表 (2)	こども青少年局保育施策部長
政策企画室政策調査担当部長	経済戦略局企画総務部長
市民局総務部長	建設局総務部長
福祉局総務部長	都市整備局企画部長
健康局総務部長	教育委員会事務局総務部長
こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長	教育委員会事務局生涯学習部長
こども青少年局子育て支援部長	教育委員会事務局指導部長

別表 2 プロジェクト会議委員

人事室	こども青少年局
人事課長	企画部経理・企画課長
政策企画室	企画部こどもの貧困対策推進担当課長
企画部政策調査担当課長	企画部青少年課長
市民情報部広報担当課長	企画部放課後事業担当課長
経済戦略局	子育て支援部管理課長
スポーツ部スポーツ課長	子育て支援部幼稚園運営企画担当課長
市民局	保育施策部保育企画課長
ダイバーシティ推進室人権企画課長	こども相談センター運営担当課長
ダイバーシティ推進室男女共同参画課長	建設局
区政支援室地域安全担当課長	公園緑化部調整課長
財政局	都市整備局
財務部財務課長	企画部住宅政策課長
福祉局	教育委員会事務局
障がい者施策部障がい福祉課長	総務部教育政策課長
健康局	生涯学習部生涯学習担当課長
健康推進部健康施策課長	指導部初等教育担当課長
〔区役所〕	
委員長の指名する区人権生涯学習主管課長 (1)	
委員長の指名する区保健福祉課長または福祉担当課長 (1)	

「大阪市こども・子育て支援計画（第2期）」（素案）にかかるパブリック・コメント手続きの実施結果について

○募集期間 : 令和元12月27日（金）～令和2年1月27日（月）

○募集方法 : 持参、送付、ファックス、電子メール

○素案の公表方法

- ・大阪市役所（1階市民情報プラザ）、各区役所区民情報コーナー、大阪市サービスセンター、男女共同参画センター子育て活動支援館、総合生涯学習センター・市民学習センター、各区図書館、各区こども・子育てプラザ、青少年センターに設置
- ・大阪市ホームページにて公表

○集計結果

- ・受付件数 : 506件

（内訳）

<受付方法別>

持参	送付	ファックス	電子メール
44	71	296	95

<居住区>

大阪市内	大阪市外	不明
376	21	109

<性別>

男性	女性	その他	不明
88	275	20	123

<年齢別>

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
5	59	106	174	32	6	1	123

○意見内容の分類及び件数

項目		件数
第1章 計画の策定にあたって		1
第2章 現状と課題		—
第3章 計画の基本的な考え方		1
	基本理念について	1
第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画		446
	各年度における量の見込みと提供体制の確保	446
	放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）について	446
第5章 基本施策と個別の取組		30
	基本方向1 子ども・青少年の「生きる力」を育成します	4
	学力の向上について	2
	受動喫煙について	1
	その他（コミュニケーションスキルについて）	1
	基本方向2 安心して子どもを産み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します	25
	地域での子育て相談や支援等の充実について	1
	外国籍住民の子どもと家庭への支援の充実について	1
	保育サービス等の充実について	21
	安全・安心な生活環境の整備について	2
	基本方向3 子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します。	1
	子どもの貧困対策の推進	1
第6章 計画の推進にあたって		1
その他		27
合 計		506

こども・子育て支援計画策定経過

年月日	内容
平成 30 年 8 月 21 日	平成 30 年度第 1 回 こども・子育て支援施策推進本部会議
平成 30 年 9 月 27 日	平成 30 年度第 1 回 こども・子育て支援会議
平成 30 年 11 月 30 日 ～12 月 21 日	「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童)・(就学児童)」 実施
平成 30 年 12 月 7 日 ～平成 31 年 1 月 11 日	「大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査」 実施
平成 31 年 3 月 18 日	平成 30 年度第 2 回 こども・子育て支援会議
令和元年 5 月 29 日	令和元年度第 1 回 こども・子育て支援会議
令和元年 6 月 25 日	令和元年度第 1 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和元年 8 月 22 日	令和元年度第 1 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会
令和元年 8 月 30 日	令和元年度第 2 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和元年 10 月 3 日	令和元年度第 2 回 こども・子育て支援会議
令和元年 11 月 14 日	令和元年度第 3 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和元年 12 月 6 日	令和元年度第 2 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会
令和元年 12 月 9 日	令和元年度第 1 回 こども・子育て支援施策推進本部会議
令和元年 12 月 12 日	令和元年度第 3 回 こども・子育て支援会議
令和元年 12 月 27 日～ 令和 2 年 1 月 27 日	パブリック・コメント手続き実施
令和 2 年 2 月 25 日	令和元年度第 4 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和 2 年 3 月 13 日	令和元年度第 3 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会
令和 2 年 3 月 23 日	令和元年度第 4 回 こども・子育て支援会議